

## 労働相談Q&A



緊急事態宣言で職場が休業し、平均賃金の100分の60の手当で休業を同意しましたが、手当が支払われていません。

### 手当額を算出して

#### 請求を



労働基準法第26条には使用者の責に帰する事由により休業させる場合、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払うと規定があります（不可抗力を除く）。

受け取るべき手当額を算出・特定し、期日を指定して内容証明郵便などでの請求をします。使用者が未払賃金を認めているが、すぐに支払えない場合は、未払賃金確認書として文書化しましょう。

請求しても賃金を支払わない場合には、労働基準監督署に申告して行政指導を求めるとともに、法的手段をとる方策もあります。

（産業振興課）